

第二編
明治中後期

第一章 郡制市制町村制

第一節 県政の方向

二六 市制町村制施行に関する県知事沖守固の

演達および諮問(一—三)

(二)

明治二十一年六月六日郡区長会ニ於テ知事演達アリタルコト左ノ如シ

市町村制実施ノ期限ハ本官カ県下ノ情況ヲ斟酌シ内務大臣ニ具申スヘキモノナルヲ以テ本制發布以來県下ノ情況ニ就テ十分ノ思慮ヲ尽シタル末明治廿二年四月一日ヨリ実施スルノ可ナルヲ認メ茲ニ其意思ヲ定メタリ各位此旨ヲ領シ諸般準備ノ取調アランコトヲ望ム但シ未タ其筋ニ具申セサルモノナルヲ以テ之ヲ他ニ漏洩セサル様深ク注意アリタシ

町村長ハ総テ名譽職トナシ収入役ニハ身元保証金ヲ徴スルノ方針ヲ以テ取調アルヘシ而シテ保証金ハ必スシモ現金而已ヲ要スルニ非ス公債証書株券地券等ヲ以テシ現金ナラハ町村会決議ヲ経テ利子ヲ付スル等時宜ニ依リ訓令等ヲ発セラル、コトアルヘシ

町村ノ区域ヲ定ムルハ本制実施中ノ最モ要件ニシテ最モ慎重ヲ加ヘサルヘカラス 其筋ヨリ訓令ヲ発セル、モ其町村ノ實力堪否等ニ至テ戸位ト示サル 八偏ニ地方庁ノ見ル所ニ任セ其但書ニ三百戸以上五百、ヤノ趣ナリ 今本庁ニ於テ反覆論究シタルニ法律ノ冀望ノ如ク有力ノ町村ヲ造成スルヲ勉ムルヲ以テ第一トス其以テ有力トナスヘキハ現今ノ連合町村則一戸長所轄区域内ヨリ小ナラサルヲ要ス而シテ其誘導説論ノ力全クノ合併ヲ舉行シ得サルモノハ止ムコトヲ得ス現在ノ連合町村ニ依リ組合町村ノ法ニ依ラシメ其小合併小独立ハ法律ノ冀望ニ背キ其町村ノ不利ナルヲ以テ之ヲ避クルヲ要ス然ルニ現今ノ連合町村ハ其区域必スシモ完全トナスヲ得サルヲ以テ此際新法ニヨリ新タニ適當ノ町村区域ヲ画スルハ可ナリト雖モ已ニ十七年以來今日迄養成シタル所ノ区域ヲ抹殺シ為メニ意想外ノ苦情ヲ起シ且新ニ所画ノ区域ノ適否ヲ認定スルノ困難ヲ如何セシ地勢人情ニ依リ幾分ノ修正ヲ為サ、故ニ前述ノ如ク内決シタルナリルヲ得サルモノハ素ヨリ限外トス 右ノ内決ハ未タ實際民力ノ如何ンヲ証明シテ之ヲ確ムルノ材料ニ乏シ故ニ尚各位ニ取調ヲ望ムモノアリ則左ノ二件トス 此取調ハ七出サレンコトヲ望ム 月五日迄差

町村ノ負担

是ハ町村吏ノ報酬実費給料等ヨリ其町村公益事業ニ要スル費目金高則此設備ヲ為シ得サルモノハ独立町村ト為スヘカラサ

ルノ標準廉々詳細取調ヲ要ス

町村ノ力

現在ノ各町村ニ就キ国税地方税町村費ノ如キ已ニ明了セルモノヲ除キ協議費ヨリ祭典雨乞ノ費用ノ如キニ至ルマテ総テ一ケ年支出ノ金高及ヒ特有物産ニ就テノ収入並ニ各自生計ノ度ニ至ルマテ詳細ノ取調ヲ要ス

合併組合ノ標準ハ前ニ述ルカ如シト雖トモ各位右二件ノ取調ヲ了シタル後尚良案アラハ申立ラルヘシ敢テ之ヲ容レサルニ非ス終リニ臨シテ尚一言スヘキハ合併町村ヲ誘導シ止ムヲ得サルニ至テ組合法ニ依ル緩急取捨ノ間ニ在リ誘導緩ニ失スレハ目的ヲ達スルヲ得ス急ニ失スレハ民情ヲ害ス其時宜ヲ考ヘ其適度ニ投スルハ偏ニ各位ニ冀望スル所ナリ

(二)

諮第二号

市町村制施行方ニ関スル諮問

第一 市町村制ハ明治廿二年四月一日以後施行セラル、モノナレハ其期限ヲ予定スルノ必要アリ其期限ノ遅速如何

(欄外注記) 『朱書』 『本項ハ知事ノ意見アリトシ議事ニ付サレズ後四月一日ヨ』

リ施行スル見込ノ旨ヲ示サレタリ』

第二 従来ノ町村ハ其資力法律上ノ義務負担ニ堪エサルモノ多シ之ヲ合併スルト組合町村ノ法ニ依ルトノ見込如何

但八王子小田原ノ如キ宿駅及無民戸町村ハ勿論其他ト雖トモ敢テ民情ニ背戾セサルモノハ可成本制実施以前合併セハ如何
(欄外注記) 『朱書』 『本項ハ議論尽キス而シテ知事ヨリ方針ヲ示サレタリ知事演達書ニ詳カナリ』

第三 町村吏員ハ総テ名譽職トナスノ方向ヲ取ルト便宜有給吏員ヲ置クトノ見込如何
(欄外注記) 『朱書』

第四 収入役ハ勉メテ別置ヲ要スルノ方向ヲ取ルト便宜町村長助役ノ兼撰ヲ為サシムルトノ見込如何
(欄外注記) 『朱書』

第五 助役ハ勉メテ増員ヲ要セサル方向ヲ取ル如何
(欄外注記) 『朱書』 『諮問原案ニ決ス』

第六 八王子小田原等ノ如キ大市街ニ於テハ二級撰挙ニテハ尚細民ノ多数ニ制セラル、弊ナキヤ否
(欄外注記) 『朱書』

(欄外注記) 『八王子横須賀小田原等ノ如キハ三級撰挙トスルコトニ決ス』

第七 町村内ノ一部ニ所有財産アルモノハ従来之ヲ町村会ニ付スル

ヲ厭ヒ之ヲ隠蔽スルノ傾キアリ全ク多数ノ压制ヲ恐ル、ニ出ツ

ルナラン依テ是等ハ勉メテ之ヲ保護シ又ハ区總會ヲ設ケシムル

ノ方向ヲ取ル如何

〔朱書〕
〔原案〕

第八 町村組合ハ町村長助役収入役各一名ヲ置キ一條例ヲ以テ支配

セシムルモノトセハ如何

〔朱書〕
〔原案〕

第九 町村吏員ノ実費報酬給料退隠料ヲ除クノ標準見込如何

〔朱書〕
〔欄外注記〕
〔本項ハ高町村資別(力晚)ニ調査ノコトニ決ス〕

第十 本制施行期日内務大臣ノ指揮ヲ受ケタル場合ニ至レハ直ニ之

ヲ發布スルト施行期日ニ迫リ之ヲ發布スルト其遅速ニ関スル利

害如何

〔朱書〕
〔欄外注記〕
〔直ニ發布ニ決ス〕

協第三十八号

町村制施行ニ関スル協議

第一部長提出

町村制ハ其条規中活用ノ区域ヲ広クシ各地ノ情況ニ依リ斟酌増減ス

(三)

ルノ余地ヲ与ヘラレタルモノ多シ今ヤ本制施行ノ準備調査ニ際シ先
ツ左ノ如ク其方向ヲ定メハ如何

一 名譽職ヲ拒絶スルモノハ公民權ヲ停止シ又ハ町村費ヲ増課スル

ノ制アリ然レトモ是等ハ最後ノ処分ニシテ為スヲ屑シトセサルモ

ノナレハ成ルベク穩当ノ手段ヲ取リ此極ニ至ラシメサルヲ要ス

〔第八條〕

〔欄外注記〕
〔原案ニ決ス〕

一 町村會議員ハ其数多キニ過ルトキハ議事上煩雜ノ憂アルノミナ

ラス從テ費用ヲ増スノ恐レアルヲ以テ本制ノ定員ヨリ増員セサル

ノ方向ヲ取ルヲ要ス〔第十一條〕

〔朱書〕
〔欄外注記〕
〔原案ニ決ス〕

一 選挙期日選挙人ヲ召喚スルハ理由書中示セルカ如ク特ニ召集状

ヲ送付スルモ妨ケナシト雖モ送付ノ際行違ヒ等ノ為メ却テ紛議ヲ

生スルノ恐アルヲ以テ寧ロ明文ニ依リ公告ニ止ムルヲ可トス〔第

十九條〕

〔朱書〕
〔欄外注記〕
〔原案ノ通り従来ノ慣習ニヨリ注意スルハ妨ケナシ〕

一 大町村ニ於テハ選挙分会ヲ設クルトキハ實際便宜ナルカ如シト

雖モ或ハ一事務ノ分ル、為メ自然過誤ノ生シ易キコト無キヲ保セ

ス故ニ先ツ分会ヲ設ケサルノ方針ヲ取ラントス〔第廿五條〕

〔欄外注記〕 〔朱書〕
〔原案ノ通り〕

一 小町村ニ於テハ総テ簡易ノ方法ヲ取り町村会ヲ設ケス惣会ヲ開カシムルヲ要ス〔第三十一条〕

〔欄外注記〕 〔朱書〕
〔原案ノ通り〕

一 身元保証金ハ金銭出納ニ関スル吏員ニ要スルモノナレハ収入役ニ限り之ヲ徴スルモノトシ其額ハ多キニ過レハ其人ヲ得難ク少キニ過レハ其効用ヲ失スルヲ以テ之ヲ斟酌シテ町村歳入高十分ノ一ヨリ二十分ノ一マテノ範圍ニ於テ目的ヲ定メントス〔第三十二条〕

〔欄外注記〕 〔朱書〕
〔原案ノ通り〕 現金ニ限ラス

一 町村会書記ハ議員ノ多少等ニヨリ差違アルヘシト雖モ可成一名トシ已ムヲ得サル町村ニ限り二名ヲ使用セシムルノ目的トナサントス〔第四十九条〕

〔欄外注記〕 〔朱書〕
〔原案〕

一 町村会細則ニハ罰則ヲ設ケ得ルモノナリト雖トモ若シ之ヲ濫用スルトキハ徳義ヲ破フルノ嫌アルヲ以テ可成罰則ヲ設ケサルヲ要ス〔第五十条〕

〔欄外注記〕 〔朱書〕
〔原案〕

一 大町村ハ数区ニ分割シ区长ヲ置クヲ得ルト雖モ其人ヲ得サルトキハ町村行政上ノ方針数岐ニ分カレ統一シカタキノ恐レアルヲ以

テ先ツ区长ヲ置カサルノ方向ヲ取ラントス他日合併町村ノ行ハルニ至リ必用ヲ生シタルトキハ別段ナリトス〔第六十四条〕

〔欄外注記〕 〔朱書〕
〔原案〕

一 委員ハ理由書ニ示セル如ク事務ニ習熟セシムルヲ要スルモノナレハ可成議員中ヨリ撰出スルヲ目的トス〔第六十五条〕

〔欄外注記〕 〔朱書〕
〔原案〕

一 町村長ノ事務ハ極メテ繁劇ナルヲ以テ分任整頓ノ便ヲ図リ助役ヲシテ其一部ヲ分掌セシムルノ方向ヲ取ラントス〔第六十九条〕

〔欄外注記〕 〔朱書〕
〔原案〕

一 有給吏員ノ退隠料ハ左ノ割合ニ依ラントス〔第七十七条〕

町村長助役収入役

勤続満八年以上 俸給年額五分ノ一

同 十二年以上 同 三分ノ一

同 十六年以上 同 二分ノ一

書記

勤続満十五年以上 俸給年額四分ノ一

〔欄外注記〕 〔朱書〕
〔原案〕

一 従来ノ町村有不動産及ヒ積立金穀ハ可成ハ都テ基本財産トナサシメントス〔第八十一条〕

〔欄外注記〕
〔朱書〕
〔原案〕

一 町村税ハ付加税ノ外特別税ヲ課シ得ルモノナリト雖トモ俄カニ新税ヲ起スハ其害少ナカラサルヲ以テ先ツ現行ノ課目ニ依リ付加税ニ止ムルヲ要ス〔第九十条〕

〔欄外注記〕
〔朱書〕
〔原案〕

一 使用料手数料若シ特別税等ヲ設クニハ罰則ヲ設クルヲ要ス〔第九十一条〕

〔欄外注記〕
〔朱書〕
〔原案〕

一 町村ノ収入ヲ定期内ニ納メサルモノアルトキハ手数料ヲ徴収スルハ尤モ必要ナルヘシ〔第一百二条〕

〔欄外注記〕
〔朱書〕
〔原案〕

〔足柄上郡役所「町村制回議」(明治二年) 神奈川県庁蔵〕

二 三 町村制施行準備に関する県知事沖守固の

演達要旨

明治二十一年九月四日郡区長会ニ於テ知事演達ノ要旨筆記

本年四月已来町村制施行準備トシテ小町村ハ便宜合併シ法律ノ義務ヲ負担セシムルノ目的ヲ以テ其調査ヲ各位ニ指示セリ爾後各郡日夜調査ヲ為シ已ニ数月時ヲ費シ庁下ニ集會討議スル數回財産ナリ区画

ナリ苟モ事ノ難易利害ニ関スルモノ研究殆ントアマス所ナシ抑町村ノ廢置分合ハ本官職權上之ヲ処分シ得ヘシト雖トモ亦人民ノ意向ヲ斟酌セサルヘカラサルハ論ヲ俟タサル也只之ヲ諮詢スルニ其時機ヲ誤ルトキハ却テ人民ノ不利ヲ醸スノ恐レナキヲ保セス故ヲ以テ未タ其事ヲ公ニセサリキ然ルニ今ヤ各位ト共ニ時機全ク熟セリト認定スルヲ得タリ依テ是ヨリ戸長ハ勿論町村ノ財産家則重立タル人々ニ諮詢セントス然レトモ戸長又ハ重立タル者多數ノ人員之ヲ招集スルニ便ナラス又本官各地巡回シテ諮問セントスルモ時日ヲ費シ到底其普及ヲ望ムヘカラス依テ今挙ケテ之ヲ各位ニ委任ス各位本官ニ代リ町村自治ノ精神ヲ明ニシ有力ノ町村ヲ造成スルノ必要ヲ懇篤熟議シ戸長並ニ重立者ノ意見アルモノハ詳ニ之ヲ聞取リ其意見ニ依リ各位ノ調書ニ就テ改正ヲ為ス可トスルモノアラハ尚詳密ノ再調ヲ為スヘシ又町村名役場位置ノ如キハ可成其望ヲ達セシムルノ方向ヲ取り更ニ具申セラルヘシ若シ又徴力ノ町村ニシテ強テ独立ヲ望ミ又ハ合併ヲ避ケテ組合法ニ依ランコトヲ冀望シ各位ノ懇篤熟議セラル、モ其主旨ヲ了解セサル等ノ者アラハ其意見ヲ詳ニシ別ニ具状セラルヘシ本官臨機審議スル所アラントス

〔足柄上郡役所「町村制回議」(明治二年) 神奈川県庁蔵〕

第二節 郡制と町村長会関係

三〇 郡制実施の状況調査に関する依命通達

ならびに上申書(一一二)

(一)

〔(朱書)
庶第九五一号〕

郡制実施ニ付テハ町村制施行後其整理ノ状況ヲ視察シ之カ緩急ヲ定ムヘキ旨別紙内務大臣訓令ノ趣モ有之然ルニ当県ニ於テハ町村制施行後漸次其事務モ整理致シ候ニ付今ニシテ郡治ノ改革ニ着手スルモ訓令中ニ云ヘル紊乱ノ端緒ヲ開ク如キハ万々無之ト認メラレ候從テ右状況ヲ調査スルコトモ必要ナラサルカ如シト雖トモ事重要ニシテ苟モ輕忽ノ措置アル可ラサルハ勿論ニテ右訓令ニ対シ上申可相成都合モ有之候条御郡内ニ於ル町村制実施後ノ状況詳細御取調御内申相成度命ニ依リ此段申進候也

明治二十三年七月十日

第一部長 田沼 健(印)

足柄上郡長 松尾豊材殿

(別紙)

内務大臣訓令ノ一節

郡治ノ組織ハ町村ノ機關ヨリ出テ町村ノ監督ハ郡ノ機關ニ存スルモノナレハ町村ノ組織及其事務ノ整理如何ニ關セスシテ郡治ノ更革ニ着手スルトキハ却テ紊乱ノ端ヲ開クノ恐レナシトセス故ニ町村制実施後其整理ノ状況ヲ詳ニ視察シテ其緩急ヲ定ムルヲ要ス

(二)

第八七三号 明治廿三年
七月廿三日 仕出

郡書記 大島敬義

本郡町村制実施後ノ状況具申ノ件

町村実施後ノ状況具申

本郡町村制施行後熟々其状況ヲ視察スルニ自治区ノ度ヲ得本制ノ民意ニ適ヒタルヤ村役場ニ於テハ漸々事務整理シ人心安寧平穩聊紊乱ノ恐無之ニ付直ニ郡制実施セラル、モ變動ノ憂ナカル可シト確信致候此段具申候也

明治廿三年七月廿三日

足柄上郡長 松尾豊材

神奈川県知事 浅田徳則殿

町村制実施后ノ状況取調方内申方庶第九五一号ヲ以テ御申越ニヨリ別紙具申書差進候也

明治廿三年七月廿三日

足柄上郡長 松尾豊材

第一部長 田沼 健殿

(足柄上郡役所「町村制回議録」(明治三年) 神奈川県庁蔵)

三 郡制実施にともなう足柄上下両郡の郡界

変更関係文書(一一六)

(二)

務第八五四号

足柄上足柄下両郡境界変更并飛地組替之儀ニ付具申

郡制施行ニ関シ本月内訓第拾五号ヲ以テ御内訓ニヨリ取調候足柄

上足柄下両郡境界中別紙図面ノ箇所接続地ハ犬牙ノ如ク錯雜シ飛地

ハ盤石ノ如ク散在暮布シ地方之者ト雖モ悉ク其地籍ヲ明知スル者無

之地形ノ不良如斯從テ行政上ノ不便不勘則御内訓第一項第二項ニ該

当シ變更及組替ヲ必要ト相認メ候間左記ノ各項ニヨリ御処理相成度

此段具申候也(注二)

明治廿三年八月九日

足柄上郡長 松尾 豊材(印)

足柄下郡長 中村舜次郎(印)

神奈川県知事 浅田徳則殿

一 足柄上郡曾我村上曾我第九百九十七番地ヨリ西南十二天川ニ治

ヒ鉄道線路ニ至リ是ヨリ鉄道線路ニ治ヒガンダラ川ニ至ル是ヨリ
又ガンダラ川ニ治ヒ足柄下郡上府中村境ニ至ルヲ以テ足柄上下両
郡ノ境界トス

但足柄上郡曾我村ヨリ足柄下郡下曾我村へ散在スル飛地ハ足柄
下郡下曾我村へ屬シ足柄下郡下曾我村ヨリ足柄上郡曾我村へ散
在スル飛地ハ足柄上郡曾我村へ屬スルモノトス

一 足柄上郡岡本村沼田地先第九十六番地南隅ヨリ東方狩川ニ至
ルノ間総テ分沢川ヲ以テ足柄上下両郡ノ境界トシ其分割地ハ各境
界関係村へ分属スルモノトス

一 前兩項ニ依リ両郡ノ組替地ハ別表ノ通り

(別表)

郡界釐正ニ付足柄下郡ヨリ足柄上郡へ組替ヲ要スル地所戸数等調

後來組入レ 郡村名	地元郡村名	地目	反別	地価	戸数
曾我村	足柄下郡 下曾我村	田	八町式反歩	四千三百五拾七 円拾五錢七厘	
	畑		三町三反壹畝 廿八歩	錢五百廿七円六拾 五厘	
	郡村 宅地		八反式畝拾歩	錢三百零七圓七拾壹 七厘	
	山林		六反九畝歩	六円七錢八厘	

					岡 本 村	足 柄 上 郡				
					富 水 村	足 柄 下 郡				
計	田 荒	原 野	宅 地 村	畑	田	計	塚 地	場 土 揚	原 野	
六町 老 畝 三 步	貳 畝 拾 五 步	老 畝 三 步	老 反 八 畝 廿 三 步	三 畝 拾 貳 步	拾 五 町 七 反 五 畝 拾 步	九 步	三 步	九 步	貳 畝 九 步	
三 千 六 百 七 拾 三 匁	ナ シ	四 錢 四 匁	五 拾 四 匁 拾 九 錢	四 匁 五 拾 五 錢 貳	三 千 六 百 拾 四 匁 五 拾 三 錢	五 千 九 十 貳 匁 六 拾 老 錢 四 匁	ナ シ	ナ シ	五 錢 七 匁	
三 戸						十 老 戸				

備考

本表反別地価及戸数トモ鉄道線路敷及ヒ河川交換等ニ属セシ
 モノ不少為メニ地図諸帳簿等甚タ明瞭ナラス候ニ付尚実地ニ
 付キ精確調査ヲ遂ケ対照可致見込ニテ目下再調査中ニ付其結

果ニ依リ或ハ些少ノ増減ヲ生スルコトモ可有之候
 郡界釐正ニ付組替可相成地所反別地価調査

富 同 永 水 村 郡	計						下 足 柄 下 郡 曾 我 村	名 地 先 郡 村
岡 同 本 水 村 郡		死 馬 捨 場	原 野	山 林	宅 地	畑	足 柄 上 郡 曾 我 村	現 地 元 郡 村 名
田		廿 步	貳 畝 貳 步	八 段 六 畝 三 步	老 段 拾 八 步	五 步	田	地 目
三 町 老 段 七 畝 廿 六 步	八 町 五 段 五 畝 拾 貳 步	〇	五 錢 老 匁	九 匁 六 拾 錢 三 匁	七 錢 老 匁	四 拾 貳 錢 四 匁	四 町 九 段 六 畝 廿 四 步	段 別
貳 千 百 九 拾 老 匁 八 錢 九 匁	三 千 百 三 四 匁 拾 老 錢 老 匁						三 千 六 百 七 拾 三 匁 四 拾 老 錢 四 匁	地 価
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	戸 数
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	人 口

(注一) 図面略。

(注二) 付箋に「各村ノ意見ヲ聞人民ノ欲スル所ニヨリ上申スヘキ者ヲ
 以テ中村郡長出果ノ節返戻相成候ヲ以テ同郡長ヨリ回送ニナ

ル」とある。

(二)

郡界変更ノ儀請願ニヨリ上申

神奈川県 足柄下郡 下曾我村

神奈川県足柄上郡曾我村ノ内上曾我我大沢

今般郡制施行セララル、ニ付前記ノ村落合併致度旨請願候ニ付其利害得失詳細取調左ニ具申候也

明治廿三年十月十三日 足柄上郡長 松尾豊材(印)

神奈川県知事 浅田徳則殿

一 足柄上郡曾我村ノ内上曾我我大沢ノ二部ト足柄下郡下曾我村

トハ地勢略類似ナレトモ民情ノ相容レサルアリ一ハ質朴ニシテ一

ハ之ニ反セリ殊ニ曾我村ニ於テハ其三分ノ二ハ全村ノ経済教育等

ニ大関係アルアレハ此二部ヲ分離セシムルコト難相成旨拳テ申居

リ既ニ合併不服ノ儀願書差出有之候

一 曾我村字上曾我字曾我大沢トハ水路ノ関係ハ分離シ難ト雖工費

ニ到リテハ酒匂川ハ水利区域ヲ設ケテ水利土功会アリ酒匂堰和田

堰等ハ水利組合ヲ設ケテ組合会アリテ旧慣ニ由リ議決セルヲ以テ

苟モ権衡ヲ失フ如キ弊ナカルヘシ又曾我村々費賦課ノ事モ廿三年度ニ於テハ戸数ヘ五分六厘余地価ヘ四分二厘余ナレハ他村ニ比スルモ真ニ衡平ヲ得聊苦情無之筈ニ候

一 曾我村ノ教育ハ下大井学校ト称スル小学校ヲ設ケ高等尋常ノ二科ヲ併置シ授クルヲ以テ小学校ノ教育ハ之ニ優レルナシ通路中酒匂川ノ支流及鉄道線路アルト雖モ支流ニハ堅牢ノ橋梁ヲ架スレハ流落スルコトナシ汽車ハ京浜間ノ如ク往復頻繁ナラサレハ聊学事ヲ妨クルノ虞ナシ

大字上曾我我大沢ノ大井校ヲ距ル遠キモ二十町已内近キハ六七町ニテ千代学校ニ至ルノ半ニ過サルヘシ

(三)

(朱書)
『甲第一二二七号』

貴郡曾我村ノ内大字上曾我及曾我大沢ヲ本郡下曾我村へ合併ノ儀関係人民ヨリ請願ニ付御意見書御回送本県知事へ連署具申方務第一一二二号御照会之趣了承右御意見書ナルモノ、第一項ハ単ニ曾我村人民三分ノ二ノ意向ヲ表述セラレタル迄ニテ第二項以下ハ曾我村ノ水利土功又ハ用水若クハ教育上ニ関シ目下ノ状況ニ於テ人民ノ苦情ヲ惹起スヘキ所以ナレハトノ事ヲ陳弁相成タルニ過キスシテ該分合ノ

利害得失ヨリ其可否ニ付テハ何等御意見無之貴意了シ難ク候奈分合
ノ可否ニ関スル詳細ノ御意見書御回付相成候様致度書類一ト先ツ御
返付此段及御答候也

明治二十三年十月廿七日 足柄下郡長 中村舜治郎(印)

足柄上郡長 松尾豊材殿

郡界変更之儀請願ニ依リ上申

(四)

神奈川 県 足柄下郡 下 曾 我 村

神奈川 県 足柄上郡 曾我村ノ内上曾我曾我大沢

今般郡制施行セラル、ニ付前記ノ村落合併致度旨請願候ニ付其利害
得失詳細取調候処左記ノ通ニ候条依然御据置相成候様致シ度此段具
申候也

明治廿三年十一月一日 足柄上郡長 松尾豊材

神奈川 県 知事 浅田徳則殿

一 足柄下郡下曾我村ト足柄上郡曾我村ノ内上曾我^(衍字)曾我大沢トハ

共ニ村名ヲ曾我ト唱ヘ鎮守モ一ナレハ素ヨリ關係ナキニ非スト雖
モ斯ノ如ク兩郡ニ分属スルハ抑亦其故ナキニ非ルヘシ篤ト地形ヲ

按スルニ下曾我村ハ業ニ既ニ湾形ヲ為シ足柄上郡ヘ侵入セリ之

ニ加フルニ上曾我曾我大沢ノ兩部落ヲ以テスレハ益深ク突入シ別
紙^(注)函^(注)面ノ如ク郡界ニ大ナル變態ヲ生スヘシ是レ蓋シ往古兩郡ヲ置

カル、ノ際權衡上自然兩郡ニ分属セラレタル所以ナラン其風俗習
慣モ足柄下郡ハ沿海且東海道ノ駅路中央ヲ貫通セルヲ以テ民情自

ラ文飾ニ趨リ足柄上郡ハ之ニ反シ人烟多クハ山野ノ間ニ散在セル
ヲ以テ民情自ラ質朴ニシテ郡界ニ治ヒ判然其狀態ヲ異ニセルハ衆

目ノ見ル所ニシテ敢テ誣ユヘカラサル儀ニ有之候歴史上ノ關係ニ
至テハ中古以降數百年ノ由來ハ勿論維新后モ既ニ二十余年経過セ

ル現在ノ活歴史ニ由ラスシテ邈然タル上古ノ歴史ヲ引用セントス
ルハ固ヨリ取ルヘキ所論ニ無之ト存候

一 治水及修路ノ關係ハ酒匂川ハ水利区域ヲ設ケ水利土功会アリ酒
匂堰和田堰等モ水利組合ヲ設ケ旧慣ニ由リ支弁スル規定アリ是等

疑團ナキ事項ヲ口実トシ合併町村ヲ變更セントスレハ町村制実施
ノ全体ニ波及シ実ニ收拾スヘカラサル變動ヲ生セン而シテ修路ノ

事ニ至リテハ從來各部落ニ通路ノアラサルハナシ故ニ譬ヘ一村ヲ
通シテ修繕スルモ格別不權衡ハ無之存候

一 足柄上郡曾我村ハ上大井下大井西大井鬼柳上曾我曾我大沢ノ旧
六ヶ村ヲ合併シ鬼柳以上四部落ハ酒匂川ニ治ヒ地価多キニ比シテ

戸数少ク曾我二部落ハ曾我山ニ接シ地価少キニ較シテ戸数多キハ事實ナラン然レトモ村費ノ賦課上ニ於テ彼ハ地価ノ標準トシ此ハ戸数ヲ目的トシ甲論乙駁其利ヲ争フカ如キ挙動ハ未タ曾テ無之今其賦課方法ヲ調査スルニ戸数割ノ等級ハ地価ヲ大体ノ目的トシ平常生計ノ景状ニ依リ貧富ヲ視察シ十七等ニ分チ村税ハ戸数へ五分地価へ五分折半ニ賦課セリ試ニ之ヲ鬼柳以上四部落ト曾我二部落トニ区分シ實際負担額ヲ一戸当ニ平均スレハ鬼柳以上ニ於テハ一戸平均拾貳錢貳厘七毛余ヲ負担シ曾我ハ平均九錢貳厘六毛余ヲ負担ス実ニ曾我二部落ハ貳割強ノ軽減ヲ請ケ居レリ是レ曾我二部落ハ戸数ノ等級ニ於テ下等ノ者多キニ由レリ之ヲ足柄上郡他村ニ比スルモ寧ロ戸数ニ寛ナル傾キアリ而シテ治水費ヲ關係ナキ曾我二部落ニ課出スルカ如キ弊ナキハ前項ニ於テ陳述セル通りニ有之候

一 学事上ノ關係ハ足柄上郡曾我二部落ヨリ下大井校へ通路中ニ酒匂川ノ支流及鉄道線路アリト雖モ支流ニハ堅牢ノ橋梁ヲ架シアリテ流落スルコトナシ汽車ハ京浜間ノ如ク頻繁ナラサレハ聊カモ通学ヲ妨クルノ虞ナシ又彼ノ千代校ハ尋常高等ノ二科ヲ存シ下大井校ハ尋常一科トアルハ不実ニシテ下大井校モ尋常高等二科ヲ併置セリ曾我二部落ヨリ千代校ニ通学シ居ルモノ中三四トアルモ亦不実ニシテ曾我二部落就学生徒百貳人之内千代校へ二名通学セル

ニ過キス而シテ千代校区域ヨリハ却テ下大井校へ八名通学セリ是等村落ハ皆道路平坦ナルヲ以テ専ラ里程ノ遠近ニ由レリ即チ上曾我曾我大沢ノ中央ヨリ千代校へハ凡ソ貳拾八町ニシテ下大井校へハ凡ソ十三町ニ過キス資本金ニ至リテハ千代校ハ五千八百六拾三円貳拾貳錢六厘ニシテ下大井校ハ千九百八拾貳円ナルヲ以テ多少ノ差アリト雖資本金ハ多クハ寄付者其儘預リ金トナシ利子ヲ徴収スルニ過キサレハ村費ノ賦課額ト細密ニ比較スルニアラサレハ容易ニ其輕重ヲ知ル能ハサルヘシ授業料ハ下大井校ハ實際高等四錢尋常貳錢ニシテ千代校ハ高等拾錢尋常五錢也

一 郡界ノ關係ハ犬牙錯雜シ飛地モ甚布散在セリ其由来ハ判明セスト雖蓋孰往昔其地主ノ冀望ニ任セ其在籍地ノ地籍ニ編入セシモノナラン此事項ハ第一項ニ於テ陳述セルカ如キ理由ニ拠リ曾我村落ヲ兩郡ニ分属セルモノナラン因テ之レヲ孰ニ合併スルモ郡ノ地形權衡ヲ損スルノ恐アルカ故ニ時宜ニ依リ単ニ飛地ヲ交換スル歟又ハ川ニ沿ヒ鉄道線路ニ拠リ判然区域ヲ釐正スルノ二途アルニ過キサルヘシ而シテ飛地ノ組換ニ依リ公民權ヲ失シ云々ノ如キハ町村制中ニ特免ノ条項アルアレハ敢テ不權衡ハ無之事ト存候

一 先年足柄上郡中ニ在リシ仙石宮城野ノ兩村ヲ足柄下郡へ組替ラレタル事例ノ引用アリト雖石兩村ハ大雄山ノ高峰外ニ懸隔セルヲ

以テ道路崎嶇險惡ニシテ徒歩モ容易ニ通シ難ク故ニ官民共ニ足柄下郡小田原ニ迂回スルニ非レハ公私ノ用ヲ達スル能ハサル不便アルヲ以テ不得已組替ラレタル儀ニ有之曾我部落ノ如キハ如斯不便ナキ而已ナラス足柄上郡曾我村上大井下大井西大井鬼柳上曾我曾我大沢ノ旧六ヶ村ハ學校及旧組合役場設置以來經濟ヲ共ニシ百事此戸口ニ応スル計画アリ然ルニ今日俄然二部落ヲ分離スレハ村税金七百拾八円五錢之内曾我二部落ニ於テ負担セル地価割金九拾貳円七拾三錢貳厘戸數割金百貳拾貳円五拾貳錢貳厘合計金貳百拾五円貳拾五錢四厘資力ヲ減スルニ至ルヘシ而シテ役場費教育費ノ如キハ二部落分離ニ応シテ減省スル能ハサル勿論ニ付殘ル四部落ノ經濟上困難ヲ來ス而已ナラス併テ村名モ失スルニ至リ不都合不少ニ付過日村長及重立両名昇庁親シク事情上陳候次第ニ有之候

(注) 図面略。

(五)

(朱書)
『庶第一二六三号』

足柄上郡曾我村ノ内曾我及曾我大沢ノ二部落ヲ足柄下郡下曾我村へ合併ノ義別紙ノ通函村民惣代ヨリ出願候ニ付テハ其利害得失詳細御取調ノ上御意見上申相成度書類図面共相添此段及御照会候也

明治二十三年十月六日

第一部長 田沼 健 (印)

足柄上郡長 松尾 豊材殿
足柄下郡長 中村舜次郎殿

追テ御意見上申之際別紙ハ御返戻相成度申添候也
添付書及御回付候間可然御取斗有之度候也

明治廿三年十月十三日

足柄上郡長 松尾豊材

足柄下郡長 中村舜次郎殿

(別紙)

郡界變更之義ニ付請願書

神奈川 県 足 柄 下 郡 下 曾 我 村

神奈川 県 足 柄 上 郡 曾 我 村 内 字 上 曾 我 字 曾 我 大 沢

村 民 一 同

右村民一同謹テ奉請願候

足柄下郡下曾我村及足柄上郡曾我村ノ内字上曾我字曾我大沢之儀ハ元来一村部落ニシテ其地勢ヲ一ニシ其紀事ヲ共ニシ誠ニ以テ一村合併自治ノ区域ヲ為スヘキ者ニ有之候得共町村制施行ノ際ハ其上下兩郡ニ跨ルノ故ヲ以テ之ヲ合併スルコト克ハス從テ双方ノ不便尠カラス一同嘆息罷在候処今般郡制御實施ノ奉日近キニ有之由ニ就テハ郡界ノ更正等夫々御治定ニ相成候事ト存候ニ付右村一同協議之上下曾我村及曾我村ノ内上曾我大沢(曾我脱)ハ合併シテ一村ト為シ以テ從來之郡界

變更有之様コ、ニ及請願偏ニ恩命ノ垂ル、ヲ奉希望候

今其理由ヲ詳述スルコト左ノ如ク御座候

第一 地勢上ノ關係

下曾我村及曾我村ノ内字上曾我字曾我大沢ハ共ニ曾我山ノ麓ニ列接シ土地ノ高低溪丘ノ高深互ニ相均似シ從テ氣候地味及其間ニ起ル風俗習慣等同一顕象ヲ呈シ之ヲ郡界變更即合併シテ一村トナスハ他ノ山家田屋ノ合併者換言スレハ地勢氣候風俗等ノ異類者相聚合シタルモノニ勝ルコト数等ニシテ天然区画ノ宜キヲ得双方ノ利便亦少カラス所謂隣保団合ノ道ヲ尽スコトヲ得テ人民ノ幸福此上ナキコトト存候

第二 歴史上ノ關係

往古ヨリ曾我郷ト呼フモノハ実ニ下曾我村及曾我村ノ内字上曾我字大沢ノ合称ニシテ鎌倉政府之頃曾我太郎ノ所領タリシコトハ其事跡著シク降テ小田原藩領ノ時ニ至ルモ曾我組合ナルモノヲ設ケ当今下曾我村即曾我谷津曾我原曾我別所曾我岸ノ旧四ヶ村及当今曾我村中ノ字上曾我字曾我大沢ノ旧二ヶ村互ニ脈絡ヲ通シ各村名主ノ上ニ取締役ヲ置キ以テ村務ヲ統轄セシメキ又曾我郷ノ中央ニ位地ヲ占メタル曾我神社ハ旧各村所謂曾我郷ノ惣鎮守トシ人民悉ク之カ氏ニ屬シ之カ敬祭禱祀ヲ共ニシ今ニ及ベリ如斯古來其紀事

ヲ共ニシ来リタルモノ如何デ其人情ノ趣ク所風習ノ走ル所ヲ永ク減異セシムルヲ得ン相類同セサランヲ欲スト雖得サルナリ近郷隣里異口同音ニ曾我六ヶ村ト現唱シテ止マサルモノハ実ニ其依テ来ル深且遠ニアルモノタリ是其郡ヲ異ニシ相隔絶スルノ不可ナル一糸ニ御座候

第三 治水及修路ノ關係

地勢既ニ此ノ如シ幾多ノ事情此間ニ密係ヲ存セシムルアルハ必然ノ理數ニシテ今先ツ村民ニ直接ノ一大利害ヲ与フル川流ニ就テ之ヲ見ルニ旧曾我各村ヲ貫流スル十二天川沙留田川岸太郎川山岸川酒匂堰和田堰等ハ各村其利害ヲ齊シク感受シ其浚渫及出水防禦等ヲ各村各自ニ行フヤ甲ノ利ハ乙ノ害トナルカ如ク為メニ旧小田原藩領ノ頃ハ堰米ト称シ若干ノ米ヲ給与シ取締役ナルモノノ各村ヲ一括施行スルコトトハナレリ然ルニ今日ニ当リテハ下曾我村ニ屬スル旧各村ニ於テ一定ノ治水ヲ行フコトヲ得ルアルモ上曾我曾我大沢ニ至リテハ其他村部内ニアアルヲ以テ彼村ノ工事往々矛盾シ双方ノ不便一方ナラズ又夫ノ道路修築ノ如キ其土地錯雜ナルヲ以テ常ニ漸ク其義務ヲ分担シ来リシ程ニシテ合併ノ利分離ノ不可ヲ感ズル所ニ御座候

第四 上曾我曾我大沢ト曾我村内地所トノ關係

足柄上郡曾我村ハ字上大井字下大井字西大井字鬼柳字上曾我字曾我大沢ノ旧六ヶ村ヲ合併シタルモノニシテ内上大井下大井西大井鬼柳ハ酒匂川ニ接スルガ故ニ地価ヲ有スルコト多キニ比シテ戸数少ナク上曾我曾我大沢ハ曾我山ニ接シ畑山林ノ多キカ故ニ地価少ナキニ較シテ戸数多ク之ヲ以テ一タヒ村費賦課ノ事起ルヤ甲ハ地価ノ標準トセシコトヲ主張シ乙ハ之レヲ難スルノ傾アリ乙戸数割ヲ以テ之ニ充テシコトヲ唱言スレハ甲之ヲ非トスルノ向アリ時ニ較大河即酒匂川等ノ治水費ノ如キ全ク之ト関係ナキ上曾我曾我大沢ニシテ課出スル等ノ困弊生シ其苦情紛議絶テ止ムトキナシ是皆合併当ヲ得サルニ出テシモノニシテ郡界ノ嘗テ以来不当ナリシニ由来セサルハナキ也之ヲ下曾我村へ合属スルトキハ如斯苦情ヲ夢ニダモ見ルコト能ハサルベク互ニ均一地勢上ニ安眠夷息スルヲ得ヘキナリ且ツ此等ヲ割テ下曾我村ニ合併セシムルモ曾我村中ノ他所ハ猶地価十五万円余戸数二百五拾余ヲ有スルヲ以テスレバ之ニシテ独立ヲナスモノノ支障之ナカルヘク却テ彼此苦情ノ種子ヲ絶滅スルノ効有之儀ト存候

第五 学事上ノ關係

字上曾我字曾我大沢ハ曾我村ノ内下大井ニ設立セル小学校区内ニ属スト雖上曾我曾我大沢ヨリ下大井ニ至ル迄酒匂川ノ支流ヲ經過

セサルヘカラサルヲ以テ常ニ危険ノ虞有之往々休校ノ不幸アルヲ免レズ為メニ教育普及ヲ旨トサル、今日ニ於テ学事不振ノ氣風内ニ浸漸スルノ止ムヲ得サルニ至ルモノアリ之ニ反シテ下曾我村ノ属スル千代校ハ通路平坦河流ノ險ナク殊ニ尋常高等ノ二科ヲ存シテ下大井校ノ尋常一科ニ止マルモノトハ異ナルノミナラズ千代校資金ノ豊裕ナルハ学資ノ課出ヲ少ナフシ下大井校資金ノ乏少ナルハ学資ノ課出多キヲ要スル懸隔モ有之又全ク郡界變更一村合併ノ举アルニ至ランニハ上曾我曾我大沢ノ少年輩ハ合併上利便ヨリ算出シ得ラルヘキ資力ヲ以テ安易ニ教育ヲ及ホスヲ得ヘク而シテ千代校ハ却テ其教育区域ノ広キニ互ルヲ喜フモノナリ現ニ上曾我曾我大沢ノ少年輩ニシテ千代校ニ通学シ居ルモノ中三四ニナルガ如キハ実ニ其便不便ヲ存スル所以ノ明証ニシテ 聖代文露ヲ答受セシ情ニ於テスラ互ニ忍ヒサル所ノ者ニ御座候

第六 郡界ノ關係

足柄上郡曾我村ノ内字上曾我字曾我大沢ヲ依然上郡中ニ所屬シ置キ郡界ヲ設定スルトキハ下曾我村及曾我村ノ内上曾我ノ地所互ニ暮布散在前ナル者後ナル者北ニアル者南ニアル者彼此其所屬ヲ一見判明シ難ク即別紙^(注)函面ノ如キ現状ヲ呈シ自然古来一村落ノ形勢ヲ備具スルヲ以テ到底完全ノ郡界ヲ画シ難キニ若上曾我曾我大沢

第七 分合ノ事例

ヲ下曾我村ト合併セシメ足柄下郡中ニ編入スルトキハ曾我大沢ト
 曾我村内上大井下大井トノ村界即菊川ヲ以テ郡界トナストキハ天
 然ノ区境タルヲ得完美ノ郡界タルヲ得ヘク之ヲ前キノ彼此錯雜分
 別シ難キ者ニ比スレバ其差尠ニ非ル事一般是認スル所ナリ客年四
 月町村制施行之際足柄上下両郡衙吏ニ於テ両郡境界ノ調査ヲ遂ケ
 タリト言フモノヲ聞クニ区域ノ犬牙錯雜シ居ルハ措テ之レヲ問ハ
 ス苟クモ地先ノ接渉スル限リハ從前ノ形跡ニ習ヒ依然彼此地籍ヘ
 組入置独リ飛地ノミ彼此地籍内ニ組替ラレタリト又近頃兩郡衙ニ
 於テ兩郡ノ境界ヲ東ハ足柄下郡下曾我村砂留田川ヨリ鉄道線路ニ
 沿ヒ南ヲ足柄下郡トシ西ハ足柄上郡曾我村岸太郎川ヲ以テ境界ト
 仮定セラレタリト思フニ前者ノ境界調査ハ郡界釐正調査ニ非スシ
 テ単ニ飛地組替調査ノミナルナキカ後者ハ之ヲ前者ニ比シテ大ニ
 勝ル所アリト雖猶曲折迂回突進退凹ノ者タルヲ免レズ又下曾我村
 字曾我岸ノ如キハ戸数十有余戸上曾我ニ編入セラレ亦上曾我ノ如
 キハ下曾我村ヘ地籍編入ノ為或ハ公民権ヲ失シ或ハ一級選挙ヨリ
 二級選挙ニ退級シ既得ノ權利ヲ空シク棄却スルモノモアリ略言ス
 レバ前後兩ナカラ一時姑息ニ出デシモノト推察スルノ外之ナク彼
 我共ニ將來ノ施政上錯雜ヲ來スノ恐アル所ニ御座候

往古ヨリ引続足柄上郡中ニ仙石宮城野ナル兩村之アリシヲ明治十
 二三年頃右兩村ヲ下郡中ニ編入シ去リタリ按スルニ此等タル該下
 曾我村ト曾我村ノ内字上曾我トニ於ケル境界ノ如ク錯雜複合セル
 処アルニ非ス兩郡中何レニ之ヲ付スモ錯雜ヲ致スノ患ナキモノナ
 ルニ猶且然ルコトアリタルモノニシテ彼ヲ以テ此ニ比スレハ一ハ
 其理由ヲ一見シテ知ルニ苦シミ一ハ直ニ之ヲ了去シ得ルモノ、如
 クヨシ彼ニシテ當時別ニ深由確源ノ存スルアリテ能ク二村ヲ下郡
 中ニ編入シタルコトトナスモ此亦古來ノ關係密ニ互リ分離シテ合
 他ヲ計ルモノハ合併上互ニ利便ヲ致シ而モ残リタルモノハ一ノ損
 害ヲ蒙ルコトナク却テ亦多少ノ苦難ヲ免ル、勢アルモノナリ近ク
 十年前ノ事例ハ斯ノ如キアリ且ハ古今稽照從便率利多々益良ニ就
 クノ 聖治ニ際シ敢テ希望セル段先例ト併セテ理由ノ端末ニ付ス
 ル如此御座候也

何卒右件々御詮議之上願意御採用其筋へ御執達被成下度一同ノ志願
 貫徹仕候様御取斗被下度村民惣代連署請願書如此ニ御座候也

右

足柄下郡下曾我村民総代

明治廿三年十月一日

長谷川勝五郎

穂坂 銀太郎

足柄上郡曾我村ノ内字上曾我字曾我大沢村民惣代

徳田常吉

足柄下郡下曾我村長

長谷川豊吉

神奈川県知事 浅田徳則殿

(六)

〔朱書〕
『第一課庶第五三号』

足柄上郡曾我村ノ内上曾我曾我大沢ノ二部落ヲ同下郡下曾我村へ合併ノ儀ニ付双方人民ヨリ再三出願ノ趣有之候処郡制施行上ノ調査ニ於テハ郡内ノ小部分ヲ移動シ郡界ヲ變更スルカ如キハ此際一般ニ施行セサル旨其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之就テハ右分合ノ義ハ本制施行ノ後郡ノ上其新機関組織ノ成ルノ時ニ譲リ候積リニ付一件書類ハ他日ノ参考トシテ留置相成候得共前陳ノ次第御差含ミ便宜該村へ御示論相成度命ニ依リ此段及御通牒候也

明治二十三年十一月十二日

内務部長 田沼健(印)

足柄上郡長 松尾豊材殿

足柄下郡長 中村舜次郎殿

(足柄上郡役所「町村制回議録」(明治二十三年) 神奈川県庁蔵)

三三 大住洵綾 足柄上両郡の郡界変更に関する件

通牒

〔朱書〕
『庶第三二八五号』

御郡井ノ口村ヲ洵綾郡ニ編入ノ義全村人民ヨリ県庁へ出願候趣ニ候処右ニ付別紙写之通り内務部長ヨリ通牒有之候条及御移牒候也

明治三十三年十一月十四日

大住洵綾郡長 増田知(印)

足柄上郡長 松尾豊材殿

(別紙)

〔朱書〕
『第一課庶第五三号』

足柄上郡井ノ口村ヲ洵綾郡へ編入ノ義ニ付同村人民ヨリ再三出願ノ趣有之候処郡制施行上ノ調査ニ於テハ郡内ノ小部分ヲ移動シ郡界ヲ變更スルカ如キハ此際一般ニ施行セサル旨其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之就テハ右分合ノ義ハ本制施行ノ後郡ノ上其新機関組織ノ成ルノ時ニ譲リ候積リニ付一件書類ハ他日ノ参考トシテ留置相成候得トモ前陳ノ次第御差含ミ便宜該村へ御示論相成度命ニ依リ此段及御通牒候也

明治廿三年十一月十二日

内務部長 田沼 健

足柄上郡長 松尾豊材殿

大住洵綾郡長 増田 知殿

(足柄上郡役所「町村制回議録」(明治二十三年) 神奈川県庁蔵)

三三 橘樹郡町村長会同盟規約

橘樹郡町村長会同盟規約

第一条 本会ハ必要ナル行政上ノ事項ヲ交詢質議シ地方自治ノ発達ヲ目的トス

第二条 本会ハ町村長ヲ以テ之ヲ組織ス故ニ町村長ノ職ニアルモノハ必ス出席スルノ義務ヲ有ス其会同ハ毎月廿六日ヲ以テ定日トス若シ其日休日ニ該当スルトキハ翌日ニ繰下ケ会同ス

但町村長事故アリ出席シ難キトキハ助役ヲシテ代理出席セシムルモノトス

第三条 本会ハ管督官庁ノ諮詢ニ応シ其答申ヲ為スコト及行政上有利ト見認ル事項ハ町村ノ名ヲ以テ之ヲ管督官庁ニ建議スルコトアルベシ

第四条 本会ノ会長ハ郡長ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 本会ノ会同ハ正午十二時ニ始メ午後三時ニ終ル其顯末事項

ハ之ヲ記録ニ存スベシ

第六条 本会會員ハ質議交詢セントスル事項アルトキハ之カ摘要ヲ記シ會長ニ提出スベシ

第七条 本会ハ決議ヲ必要トスルトキハ可否ノ多数ニ依ルベシ

(朱書)
(欄外注記) 『△廿二年七月五日議決(対照)』

○町村長会規則

第一章 総則

第一条 本会ハ行政事務上ノ議疑諮詢及町村長交互若シクハ当衙各掛事務協議ノタメ郡役所内ニ開設ス

第二条 開会ハ毎月廿六日トス

但開会日大祭日等休暇ニアタルトキハ順次繰下ケトス

第三条 会頭ハ郡長之レニ当ルト雖トモ若シ事故アルト

キハ會員互撰ヲ以会頭ヲ定ムヘシ

第四条 町村長事故アリテ出頭スルヲ得サルトキハ代理

者ヲ出席セシムルモノトス

第二章 会議

第五条 会議ハ正午十二時ニ始メ午後四時ニ終ル但時宜ニヨリ之ヲ變更伸縮スルコトアルヘシ

第六条 会議中ハ氏名ヲ称(ママ)ヘスヘシ会頭又ハ何番ト呼ブ

モノトス

第七条 會員ノ席次番号ハ□□□□会ニ於テ籤ヲ以之レヲ

定ム

第八条 決議ヲ必要トスルトキハ便宜多数ヲ採ルコトアル
ルヘシ
〔朱書〕
〔明治廿五年十月卅一日決大綱十一月二日受〔印〕〕
〔飯田助九氏蔵〕

三西 三浦郡会々議規則および同傍聴人取締規則

三浦郡会々議規則

付傍聴人取締規則

〔欄外注記〕 議長用

第一次会ハ議案ニ就キ質問ナシ及其大略ヲ議シ可決スルトキハ第二次会ヲ開キ否決スルトキハ其議題ハ消滅スルモノトス

会 議 規 則

第一章 通 則

第一条 議事ハ午前十時ニ始メ午後四時ニ終ル但シ時宜ニ依リ議長之ヲ伸縮スルコトヲ得

第二条 議事ノ終始ハ撃柝又ハ号鈴ヲ以テ之ヲ報ス

第三条 議員ノ席次番号ハ改選期毎ニ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 議場ニ於テハ洋服又ハ羽織袴ヲ着用スベシ

第五条 疾病其ノ他ノ事故ニ由リ出席スルヲ得サル議員ハ開會時刻前其ノ由ヲ議長ニ届出スヘシ

前其ノ由ヲ議長ニ届出スヘシ

第六条 開會時刻中事故アリテ退席セントスル議員ハ其ノ由ヲ告ケ議長ノ承認ヲ受クヘシ

議長ノ承認ヲ受クヘシ

第七条 遅参シタル議員ハ其由ヲ告ケ議長ノ承認ヲ得テ着席スヘシ

第八条 議事中ハ私語喫煙其ノ他總テ議事ノ妨害トナルヘキ行為ヲ

禁ス

第九条 議事中ハ総テ其人ノ姓名ヲ稱ヘス議長ハ議長ト稱呼シ議員

ハ其ノ席次ノ番号ヲ稱呼スヘシ

第十条 議題ノ外議事中ニ起リタル總テノ事件ハ議長之ヲ決シ又ハ

會議ニ諮フテ之ヲ決スヘシ

第二章 議 事

第十一条 議事ヲ始ムルトキハ議長ハ書記ヲシテ議案ヲ朗読セシム

ヘシ但シ二次会三次会ニ於テハ議長ノ意見又ハ議員二名以上ノ請求アルトキハ會議ニ諮ヒ朗読ヲ省略スルコトヲ得

第十二条 議事ハ一次会二次会三次会ヲ經テ確定トス但シ議長ノ意見又ハ議員二名以上ノ請求アルトキハ會議ニ諮ヒ此ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

見又ハ議員二名以上ノ請求アルトキハ會議ニ諮ヒ此ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

第十三条 一次会ハ議案配布後少クトモ二十分時間ヲ経テ之ヲ開ク

ヘシ但シ緊急事件ハ此ノ限ニアラス

第十四条 一次会ニ於テハ議案ニ就キ質問ヲナシ及其ノ大体ニ就キ

審議シ二次会ヲ開クヤ否ヤヲ決スヘシ二次会ヲ開クヘカラスト決

シタルトキハ其議案ヲ廃棄シタルモノトス

第十五条 二次会ニ於テハ議案逐条若ハ毎節ニ審議シテ其可否ヲ決

スヘシ

第十六条 議長ハ逐条審議ノ順序ヲ變更シ又ハ数条数節ヲ連ネ若ハ

一条一節ヲ分割シテ審議セシムルコトヲ得但シ議員ニ於テ二名以

上ノ異議アルトキハ會議ニ諮フテ之ヲ決スヘシ

第十七条 三次会ハ二次会經過後少クトモ十五分時間ヲ経テ之ヲ開

クヘシ但シ緊急事件ハ此ノ限りニアラス

第十八条 三次会ニ於テハ二次会ノ議決ヲ以テ議案トシ議案全体ノ

可否ヲ議決スヘシ

第三章 發言

第十九条 發言セントスルモノハ起立シテ議長ト呼ヒ自己ノ番号ヲ

唱ヘ議長ノ承認ヲ得テ發言スヘシ

議長ニ於テ議員ノ番号ヲ呼ヒタルトキハ發言ノ承認ヲ与ヘタルモ

ノトス

第二十条 發言ハ建議ノ外議題外ニ涉ルコトヲ得ス

第二十一条 討論及問答ハ総テ議長ニ向テ之ヲ為シ相互ニ応答スルコ

トヲ得ス

第二十二条 發言未タ尽キスト雖モ議員ハ討論終結ノ動議ヲ提出スル

コトヲ得此ノ場合ニ於テ二名以上ノ賛成者アルトキハ議長ハ會議

ニ諮ヒ討論ヲ用キスシテ之ヲ決スヘシ

第四章 建議及修正

第二十三条 建議及修正ノ動議ハ予メ其ノ文案ヲ草シ議長ニ提出スヘ

シ但シ簡單ナルモノ及緊急ヲ要スルモノハ議場ニ於テ口頭ヲ以テ

陳述スルコトヲ得

第二十四条 建議及修正ノ動議ハ賛成者アルニ非サレバ議題ト為スコ

トヲ得ス

修正說ノ否決セル者ハ其同次会中ニ建議說ノ否決セル者ハ其会期

中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第二十五条 修正ノ動議ハ一次会ニ於テ提出スルコトヲ得ス

第五章 採決

第二十六条 可否ヲ決スル方法ハ起立記名投票匿名投票ノ三種トシ議

長ニ於テ便宜其一ヲ用フヘシ但シ議員ニ於テ二名以上ノ異議アル

トキハ會議ニ諮フテ之ヲ決スヘシ

第廿七条 可否ノ結果ハ議長之ヲ宣告ス

第廿八条 討論審議中ト雖モ議長ニ於テ論旨既ニ尽キタリト認ムル

トキハ採決スルコトヲ得

第廿九条 修正ノ動議ハ原案ニ先チ採決スヘシ其採決ノ順序ハ原案

ニ最モ異ナルモノヲ先ニス

第三十条 修正ノ動議總テ否決シタルトキハ原案ニ就キ採決スヘシ

第卅一条 議題ヲ分合シ又ハ条項ノ順序ニ拘ハラズ採決セントスル

トキハ議長ニ於テ之ヲ決シ又ハ會議ニ諮フテ之ヲ決スヘシ

第卅二条 採決ノ際着席ノ議員ハ可否ノ數ニ入ラサルコトヲ得ス

第六章 委員

第卅三条 委員ハ全會委員臨時委員ノ二種トス

第卅四条 凡テ委員長ハ委員ニ於テ互選スヘシ

第卅五条 全會委員ハ議案若ハ報告等ニ就キ詳細ノ質問或ハ内議ヲ

要スルトキ議長ノ意見又ハ會議ノ議決ニ依リ之ヲ設クルモノトス

第卅六条 臨時委員ハ議案ノ修正等審査ノ為メ議長ノ意見又ハ會議

ノ議決ニ依リ之ヲ設クルモノトス

第卅七条 臨時委員ハ議員中ヨリ互選シ又ハ議長ニ於テ之ヲ指名ス

其人員ハ奇數トス

第卅八条 臨時委員ハ付託セラレタル事件ノ外ニ涉ルコトヲ得ス

第卅九条 修正案ヲ臨時委員ニ付託シタルトキハ其提出者ハ委員會

ニ列シ其ノ趣旨ヲ説明スルコトヲ得

第四十条 臨時委員會決議ハ委員長又ハ委員ヨリ會議ニ報告スヘシ

第四十一条 委員會ハ半数以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ

得ス

第四十二条 委員會ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ

委員長ノ決スル所ニ依ル

第四十三条 委員會ハ傍聴ヲ禁ス

傍聴人取締規則

第一条 傍聴人ハ自己ノ住所氏名及其ノ由ヲ受付係ニ申立テ其ノ承

認ヲ經タル後傍聴席ニ入ルヘシ

第二条 左ニ掲クルモノハ傍聴席ニ入ルコトヲ許サス

一 危險物品若クハ凶器ヲ携帯スルモノ

二 酩酊セルモノ

三 異装ヲナシ若クハ無用ノ物品ヲ携帯スルモノ

第三条 傍聴席ニ在テハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 帽子襟卷又ハ外套ノ類ヲ着用スヘカラス

二 傘杖ノ類ヲ携帯スヘカラス

三 飲食スヘカラス

四 議事中ハ談話喫烟又ハ猥リニ傍聴席ヲ徘徊スヘカラス

五 議員ノ弁論ニ対シ可否ヲ表スヘカラス

六 喧騒ニ涉リ其ノ他議事ノ妨害トナルヘキ行為ヲ為スヘカラス

第四条 議長ニ於テ傍聴禁止ノ旨ヲ宣告シ又ハ退場ヲ命シタル時ハ

傍聴人ハ速ニ退場スヘシ

第五条 傍聴席ノ都合ニヨリ傍聴人ノ人員ヲ制限スルコトアルヘシ

(横須賀市立図書館蔵)

第三節 町村制施行の経過

一 町村制施行に関する郡区会記録

町村制ニ係ル件ニ付郡区会

一 七月九日 郡長会同委員長より各郡長へ合併組合実施方ノ手續尋問相成タル処或ハ合併或ハ組合等ニテ意見区々ニヨリ南北多摩郡長之ニ付テハ一定ノ処分ヲ望ムト云フニ対シ右両郡長へ一定ノ議案編製方ヲ委スルコトニ決ス

新町村並町村組合組織上ノ義各郡長陳述ノ概略アルモ知事ノ方針ヲ示サレルニテ総テ画餅屬スルヲ以テ略シ写取ラス

種別	郡名		久良岐郡	橋樹郡	都筑郡	西多摩郡	南多摩郡	北多摩郡	三浦郡	鎌倉郡
	役場数	長数								
戸場数	二	一	二	二	一〇	一五	一九	二一	一五	二二
新区数	七	二〇	二	二	一	二	二	二七	四	二
内	町数	一	五	二	一	二	二	二七	二	三
	立	一	一	一	一	一	一	一	一	一
区	旧区画	一	一	一	一	一	一	一	一	一
	新区画	一	一	一	一	一	一	一	一	一
町村組合	町数	六	一五	〇	一四	〇	〇	〇	二	九
	組合	六	一五	〇	一四	〇	〇	〇	二	九
区	旧区画	二	四	〇	一	〇	〇	〇	九	六
	新区画	二	四	〇	一	〇	〇	〇	九	六

一 一月十日 郡長会同ス南北多摩郡長議案提出ス

合計	津久井郡	愛甲郡	足柄下郡	足柄上郡	海綾郡	大住郡	高座郡
二二一	九	九	一五	一二	三	一八	二二
二三五	一〇	九	三二	一二	三	二三	二二
一六一	三	九	三一	一	三	二三	二二
一二六 三六	一 二	二 七	三一 〇	〇 一	三 〇	二三 〇	二二 〇
七四	七	〇	〇	二	〇	〇	〇
一七 五七	〇 七	〇 〇	〇 〇	一 一〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇

協議案

一 町村制実施処分一定ノ方向ヲ要スル目左ノ如シ

一 組合町村ヲ設クルハ地形上合併ヲ為シ得サル場合ヲ主ト

シ次ニ古来ヨリ特別ノ慣習アリテ民情ノ調和ヲ護サル町村

ニ限ルコト

二 合併町村ヲ組織スルニハ別ニ評決シタル資力支出ノ標準

ニ拠ルコト

三 町村ノ資力標準ニ適セサルモノハ合併ヲナシ若シ合併ヲ

為シ得サル町村(第一)ハ組合ヲ設ケ小独立ハ為サシメサル

コト

一 実施順序中要急スヘキモノ左ニ

一 合併及組合ノコトニ付戸長等へ諮詢スルノ方法順序

〇

一 独立町村予算調修正ノコト

一 内務大臣ノ訓令解釈ノコト

右議案ニヨリ議論數回議決セス午後二時三十分知事出席各郡長へ合

併組合等ノ理由ヲ明カニ記載差出ヘキ旨命セラル

知事ヨリ委員ニ於テモ理由調査シ郡長ニ於テ不明ノモノハ質問シ置

クヘキ旨命セラル